



医師の働き方改革と地域医療体制の確保を 両立させる神奈川県の取組について

令和5年10月4日

健康医療局保健医療部医療課

取組 1 県民への周知・普及啓発

取組 1 - 1 基本的な情報の周知

想定実施時期：令和5年度中

医師の働き方改革普及啓発事業

令和4年度第二次補正予算額 1.5億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が時間外労働の上限規制が適用開始となることを知らず、協力を得る必要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○令和4年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

- ・インターネット上の動画放映
- ・普及啓発用ポスター等の作成 等

3 事業スキーム・実施主体等



令和5年度第1回 都道府県担当課長会議 (R5.5/29) 資料抜粋

国作成のポスター・動画を活用し、広く県民に対して普及啓発を図ります。

あわせて、県ホームページに医師の働き方改革ポータルサイトを開設します。

取組 1 - 2 ターゲット層に応じた 県独自の啓発（イメージ）

想定実施時期：令和5年度中

- 県広報媒体、動画、物品（チラシ・リーフレット等）を活用し、医師の働き方改革について県民へ普及啓発を実施する。
また、その対象・メッセージを特定するなどより効果的な広報を実施してまいります。
現状想定している対象等は次頁。
- 他に知事と関係団体との共同メッセージの発信等も検討しています。

かながわ 県のためにより

Kanagawa Prefectural Government



《ターゲット1》 病院受診者（主に高齢者・その家族）

- ・ **誰に** 病院を受診する・している人（主に高齢者・その家族）
- ・ **何を**
 - 1 症状が軽い場合は近隣のクリニック（かかりつけ医）の受診をお願いします
 - 2 緊急時以外は、平日の一般外来で受診する
 - 3 病状説明などは平日の診療時間内で実施する。
 - 4 症状が安定した患者さんは近隣のクリニック（かかりつけ医）や別の病院に転院しての治療をお願いします。
 - 5 主治医ではない医師が対応することがある。

«ターゲット1» 病院受診者（主に高齢者・その家族）

- ・ **どこで** 病院の待合室・診療所など
- ・ **なんのために**
自分ごとにならないと理解できないことを、説明資料を配布することで理解を促す。
- ・ **どのように**
リーフレット・ポスター・動画・チラシ

《ターゲット2》 小児の親世代

- ・ **誰に** 小児の親世代
- ・ **何を** #8000の利用、かかりつけ医を持つ、時間内の適正受診
- ・ **どこで** SNS（LINE子育てパーソナルなど）、インターネット、小児科の受付、小児の特定年齢診断、両親教室など
- ・ **なんのために**
小児救急は軽症が多い、それを初期救急や次の日の受診、電話相談に誘導をすることで救急医療の負担を軽減する。
- ・ **どのように**
SNS・リーフレット・グッズ

取組 2 医療提供体制の確保に向けた新たな施策

取組 2 - 1 救急医療への対応 救急告示の見直し（新類型の創設）

想定実施時期：令和6年度

- 救急告示とは？
救急車により患者を搬送することに協力する医療機関。
県では、**24時間365日救急車を受け入れることを医療機関に求めている。**
- 医師の働き方改革により夜間の救急受入体制の維持が困難になり、
告示を辞退する医療機関が生じるおそれがある。

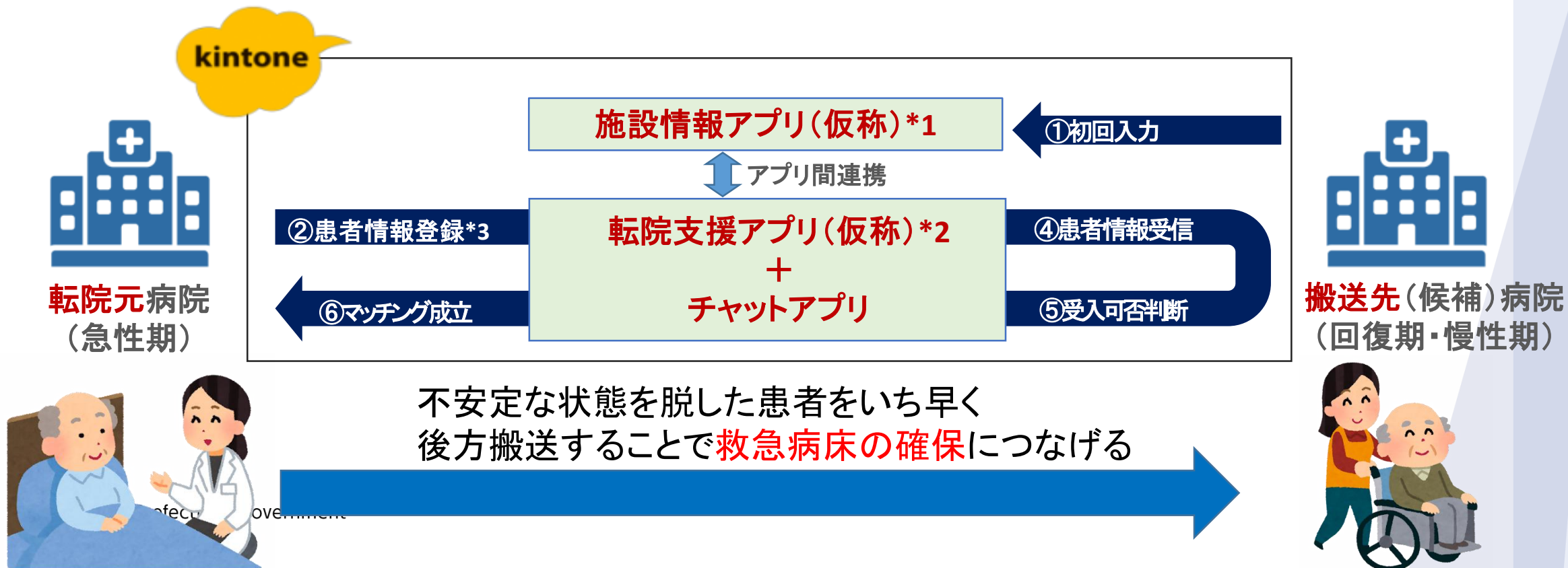


救急車の受入れを昼間や平日のみでも可とする、**救急告示の新類型を創設**することで、救急受入体制を維持する仕組みづくりを行う。

取組 2 - 2 医療機関の連携の推進 後方搬送支援システム（仮称）の構築(予定)

想定実施時期：令和5年度中

- 他院に転院させたい患者の情報（氏名を除く）をkintoneで登録した上、病院間の連絡手段として、kintone内のチャットアプリを通じて、病院間で受入の打診、受入可否の回答、搬送条件の交渉（転院日等々）をチャットで行う。
- 本システムを活用して病院間で後方搬送調整を行う。県は、システム開発及び保守を行う。



今後のスケジュール（イメージ）

